

# 大口にぎわい横丁出店要項

## 【テント販売者用】

日 時：令和8年3月28日（土）11時から16時まで  
3月29日（日）〃  
4月 4日（土）〃  
4月 5日（日）15時から21時まで

※雨天決行

会 場：町民会館第一駐車場  
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目160番

出店料無料！

## 【問合せ先】

〒480-0144

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

大口町役場まちづくり部企業支援課

電 話：0587-95-1623

メール：[kigyoushien@town.oguchi.lg.jp](mailto:kigyoushien@town.oguchi.lg.jp)

## 出店募集

---

各日で8店舗程度。なお、複数日出店することも可能です。また、出店料は無料です。

出店を希望される場合は様式1申込書及び様式2誓約書のご提出をお願いいたします。

応募多数の場合にはこちらで選定させていただきます。また、選定にあたっては大口町内在住者並びに町内で営業されている方を優先させていただきます。

※募集期間 2/20（金）～3/9（月）

## 開催日・出店時間について

---

- (1) 3月28日（土） 11時00分 ～ 16時00分
- 3月29日（日） 11時00分 ～ 16時00分
- 4月 4日（土） 11時00分 ～ 16時00分
- 4月 5日（日） 15時00分 ～ 21時00分

会場への入場は、開催時間の1時間前から可能とし、開催時間の30分前には会場内に入るようお願いいたします。事業終了後は、清掃、片付けををお願いします。

- (2) 看板等を掲示される方は、風で倒されたり、飛ばされないよう重しをするなど対策をお願いします。
- (3) 原則、事業の開催時間中は、完売した場合でも所定の時間まで撤収することはできません。また、イベントは21時までですので、所定の時間以降も出店し続けることは可能です。
- (4) 会場とは別に、スタッフ用駐車場が必要でしたら町で確保いたします。

## 出店場所について

---

出店場所は、大口町が定めた場所<後日送付>となります。出店場所及び出店者の変更はできません。また、指定した場所以外での販売はできません。

## 出店資材について

---

- ・必要資材（テント・机・椅子等）については原則的にご自身でご用意ください。
- ・テントサイズについては、2.5m×2.5mの範囲を超えないようお願いいたします。また、風が強い時期ですので、必ず重しを使って固定してください。ペグ打ち込みによる固定はできません。

## 出店内容について

- ・出店ジャンルは農産物、手づくり雑貨、手づくりワークショップ、手づくり素材、古道具・アンティーク雑貨、リラクゼーションです。飲食販売はできません。
- ・製造者が直接販売、もしくははっきりとわかるものを販売してください。特に農産物加工品は食品表示をお願いいたします。
- ・著しく廉価、値段の吊り上げ等をせず適正価格での販売を心がけてください。
- ・商用利用が禁止されている生地や、商標登録されているキャラクターやロゴデザインの使用は禁止しています。
- ・市販品の転売はできません。

## 会場設備について

- (1) 会場内の電気設備、排水設備、水道設備は使用できません。
- (2) 衛生管理を徹底するとともに、出店場所及びその周辺を適宜清掃し、周辺の環境美化に努めてください。
- (3) 音響等は使用しないでください。
- (4) 会場内の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は当該出店者負担となりますので、ご注意ください。

## 中止及びキャンセルについて

- (1) 大口町が天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、出店中止を決定した場合、中止に伴う準備等の損失については、大口町は補償いたしかねますので予めご了承ください。
- (2) 事前に当日の荒天が予想される場合は、事業前日の16時までに各出店者にメールにてご連絡いたします。特に連絡がない場合は予定通りの開催となります。
- (3) 事業当日の都合が悪くなった場合は、速やかに大口町にご連絡ください。キャンセルの連絡なく不参加の場合、次回以降の出店をお断りする場合がありますので、ご注意ください。

## その他諸注意について

- (1) 出店後「事業アンケート」にご協力ください。
- (2) 各出店場所及び搬入出時における出店物の保護・管理については、出店者

ご自身で行ってください。また、天災、その他、不可抗力の原因により発生した事故（盗難、紛失、火災、損害等）について、大口町はその損傷、賠償の責任を負いません。

- (3) 接客マナーや価格、商品に関するトラブルや苦情は、出店者の責任において対処してください。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を大口町に報告してください。
- (4) 会場内は禁煙です。
- (5) 本事項を遵守しない、大口町の指示に従わないなどの場合、出店の中止をしていただく場合がありますので、ご了承ください。
- (6) 本事項に定めのない事項については、大口町と出店者で協議することとします。ご質問等ありましたら、大口町にお問い合わせください。

#### 開催場所位置図（町民会館第一駐車場）

